

令和6年第2回つくば市議会定例会令和7年2月定例会議提出案件一覧

・報告3件 ・議案36件 計39件

【報告3件】

案件名	概要	所管課
報告第48号 専決処分事項の報告 について (専決処分第35号 損害賠償額の決定及 び和解について) 地方自治法 第180条第2項 令和7年1月17日専決処分	損害賠償額の決定及び和解(公務中における公用車の事 故) 島名幼稚園の送迎バスが信号のない交差点に進入した際、 右方向から直進してきた相手方車両と衝突し、バスの右側前 部と相手方車両の左側側面が破損したもの 相手方に対する市の支払額 31万6,000円	教育局 学務課
報告第49号 専決処分事項の報告 について (専決処分第36号 損害賠償額の決定及 び和解について) 地方自治法 第180条第2項 令和7年1月17日専決処分	損害賠償額の決定及び和解(道路管理上の瑕疵に係る事 故) つくば市道5-1407号線(P)上の街路樹から枝が落下し、 相手方が所有する共同住宅のフェンスを損傷させたもの 相手方に対する市の支払額 5万5,000円	建設部 道路管理課
報告第50号 専決処分事項の報告 について (専決処分第37号 損害賠償額の決定及 び和解について) 地方自治法 第180条第2項 令和7年1月21日専決処分	損害賠償額の決定及び和解(公務中における公用車の事 故) 消防車が災害現場に向かう際に、道路際に退避していた相 手方車両の右側前方部と消防車左側後方が接触し、相手方 車両を破損させたもの 相手方に対する市の支払額 122万4,668円	消防本部 消防救助課

【議案 36 件】

案件名	概 要	所管課
<p>議案第 80 号 令和 6 年度つくば市一般会計補正予算（第 8 号）</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>歳入歳出予算を 15 億 3,957 万 3,000 円増額し、総額を 1,227 億 4,417 万 2,000 円とする。</p> <p>継続費の変更 13 件 継続費の廃止 2 件 繰越明許費の追加 25 件 繰越明許費の変更 5 件 債務負担行為の変更 12 件 地方債の追加 6 件 地方債の変更 35 件 地方債の廃止 2 件</p> <p>【主な歳入内訳】</p> <p>1 法人市民税（現年度課税分） 7 億 4,482 万円 1,000 円</p> <p>2 自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト委託金（国） 1 億 642 万円</p> <p>3 保育所等運営費負担金（国・県） 5 億 4,760 万 3,000 円</p> <p>4 幼稚園改修事業債（補正予算債） 5 億 6,960 万円</p> <p>【主な歳出内訳】</p> <p>1 庁内データ利活用基盤構築業務（情報政策課） 1 億 642 万円</p> <p>2 民間保育所、民間教育施設運営委託料（幼児保育課） 8 億 5,114 万 4,000 円</p> <p>3 子宮頸がんワクチン接種事業（健康増進課） 1 億 3,305 万 6,000 円</p> <p>4 幼稚園施設等改修工事（教育施設課） 6 億 2,392 万 4,000 円</p> <p>5 財政調整基金積立金（財政課） 12 億 9,151 万 5,000 円</p> <p>その他、事業等の確定に伴う不用額の減額を行う。</p>	<p>財務部 財政課</p>

<p>議案第 81 号 令和 6 年度つくば市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>歳入歳出予算を 2,633 万 6,000 円増額し、総額を 192 億 8,736 万 2,000 円とする。</p> <p>【主な歳入内訳】</p> <p>1 保険給付費等交付金 (県支出) 2,570 万円</p> <p>2 保険基盤安定繰入金 4,656 万 6,000 円</p> <p>3 一般会計繰入金 (臨時財源補てん分) △4,707 万 9,000 円</p> <p>【主な歳出内訳】</p> <p>1 一般被保険者高額療養費 (国民健康保険課) 2,570 万円</p>	<p>財務部 財政課</p>
<p>議案第 82 号 令和 6 年度つくば市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>歳入歳出予算を 1,666 万 8,000 円減額し、総額を 30 億 8,876 万 4,000 円とする。</p> <p>【主な歳入内訳】</p> <p>1 一般会計繰入金 △1,666 万 8,000 円</p> <p>【主な歳出内訳】</p> <p>1 保険基盤安定負担金 (医療年金課) △1,666 万 8,000 円</p>	<p>財務部 財政課</p>
<p>議案第 83 号 令和 6 年度つくば市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>歳入歳出予算を 531 万 3,000 円増額し、総額を 152 億 4,194 万 2,000 円とする。</p> <p>【主な歳入内訳】</p> <p>1 介護給付費準備基金利子 133 万 4,000 円</p> <p>2 地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業分) 397 万 9,000 円</p> <p>【主な歳出内訳】</p> <p>1 一般会計繰出金 (介護保険課) △1,082 万 3,000 円</p> <p>2 介護給付費準備基金積立金 (介護保険課) 1,478 万 2,000 円</p>	<p>財務部 財政課</p>

<p>議案第84号 令和6年度つくば市水道事業会計補正予算（第4号）</p> <p>地方公営企業法 第8条第1項及び 地方自治法 第96条第1項第2号</p>	<p>令和6年度における業務の予定量を変更し、収益的収支及び資本的収支を次のとおりとする。</p> <p>【収入的収入及び支出】 収入 63億663万6,000円（280万円減） 《主な理由》 入札差金による負担金の減</p> <p>支出 58億3,379万3,000円（280万円減） 《主な理由》 入札差金による委託料の減</p> <p>【資本的収入及び支出】 収入 25億1,289万5,000円（2億511万1,000円減） 《主な理由》 入札差金等による負担金及び企業債の減</p> <p>支出 47億5,093万3,000円（2億7,038万7,000円減） 《主な理由》 入札差金による建設改良費の減</p>	<p>上下水道局 水道総務課</p>
--	---	------------------------

<p>議案第 85 号 令和 6 年度つくば 市下水道事業会計 補正予算（第 3 号）</p> <p>地方公営企業法 第 8 条第 1 項及び 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>令和 6 年度における業務の予定量を変更し、資本的収支、継続費、債務負担行為を次のとおりとする。</p> <p>【資本的収入及び支出】 収入 40 億 1,214 万 4,000 円（5 億 2,160 万円減） 《主な理由》 国庫補助金の内示割れに伴う減</p> <p>支出 60 億 1,606 万 1,000 円（5 億 2,160 万円減） 《主な理由》 国庫補助金の内示割れに伴う建設改良費の減</p> <p>【継続費の変更】 1 件 森の里中継ポンプ場改築更新 補助金の内示額に合わせ、ポンプ更新を 1 台追加するもの (補正前) 10 億 3,200 万円 (補正後) 10 億 8,700 万円</p> <p>【債務負担行為の変更】 2 件 契約締結に伴う契約額の確定により、債務負担行為 2 件の減額、期間の変更を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ場等包括的維持管理業務委託（ポンプ場管理費分） (補正前) 令和 7 年度から令和 11 年度まで 36 億 5,065 万 5,000 円 (補正後) 令和 7 年度から令和 10 年度まで 30 億 9,655 万円 ・ポンプ場等包括的維持管理業務委託（雨水管理費分） (補正前) 令和 7 年度から令和 11 年度まで 1,500 万円 (補正後) 令和 7 年度から令和 10 年度まで 1,102 万円 	<p>上下水道局 下水道総務課</p>
--	---	-------------------------

<p>議案第 86 号 令和 7 年度つくば 市一般会計予算</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>歳入歳出予算を 1,273 億 2,500 万円とする。</p> <p>継続費の設定 23 件 債務負担行為の設定 77 件 地方債の設定 74 件</p> <p>前年度比 155 億 2,100 万円 (13.9%増)</p> <p>【主な歳入内訳】</p> <p>1 市税 567 億 7,210 万 5,000 円 2 国庫支出金 249 億 8,889 万 5,000 円 3 市債 126 億 2,743 万 1,000 円</p>	<p>財務部 財政課</p>
<p>議案第 87 号 令和 7 年度つくば 市国民健康保険特別 会計予算</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>(国民健康保険課)</p> <p>歳入歳出予算の総額を 189 億 823 万 8,000 円とする。</p> <p>前年度比 1 億 5,960 万 2,000 円減 (0.8%減)</p>	<p>財務部 財政課</p>
<p>議案第 88 号 令和 7 年度つくば 市後期高齢者医療 特別会計予算</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>(医療年金課)</p> <p>歳入歳出予算の総額を 31 億 467 万円とする。</p> <p>債務負担行為の設定 2 件</p> <p>前年度比 1,030 万 4,000 円増 (0.3%増)</p>	<p>財務部 財政課</p>
<p>議案第 89 号 令和 7 年度つくば 市作岡財産区特別 会計予算</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>(財政課)</p> <p>歳入歳出予算の総額を 11 万 8,000 円とする。</p> <p>前年度比 3,000 円増 (2.6%増)</p>	<p>財務部 財政課</p>

<p>議案第90号 令和7年度つくば市等公平委員会特別会計予算</p> <p>地方自治法 第96条第1項第2号</p>	<p>(法務課) 歳入歳出予算の総額を108万6,000円とする。</p> <p>前年度比 5万1,000円増 (4.9%増)</p>	<p>財務部 財政課</p>
<p>議案第91号 令和7年度つくば市介護保険事業特別会計予算</p> <p>地方自治法 第96条第1項第2号</p>	<p>(介護保険課) 歳入歳出予算の総額を149億4,350万2,000円とする。</p> <p>前年度比 2億2,130万1,000円増 (1.5%増)</p>	<p>財務部 財政課</p>

<p>議案第 92 号 令和 7 年度つくば 市水道事業会計予 算</p> <p>地方公営企業法 第 8 条第 1 項及び 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>令和 7 年度における業務予定量を定め、収益的収支及び資本的収支等について次のとおりとする。</p> <p>【収益的収入及び支出】</p> <p>水道事業収益 70 億 9,361 万 4,000 円 前年度比 8 億 3,050 万 7,000 円 (13.26%) 増 《主な内訳》 営業収益 (水道料金等) 65 億 1,083 万 9,000 円</p> <p>水道事業費用 60 億 4,913 万 9,000 円 前年度比 3 億 711 万円 7,000 円 (5.35%) 増 《主な内訳》 営業費用 (動力費、修繕費、減価償却費等) 57 億 8,593 万 5,000 円</p> <p>【資本的収入及び支出】</p> <p>資本的収入 27 億 8,145 万 4,000 円 前年度比 6,344 万 8,000 円 (2.33%) 増 《主な内訳》 企業債 (配水施設整備費、施設改良費) 25 億 2,130 万円</p> <p>資本的支出 54 億 7,937 万 5,000 円 前年度比 4 億 5,882 万 3,000 円 (9.14%) 増 《主な内訳》 建設改良費 (施設整備費、施設改良費等) 46 億 3,486 万 8,000 円</p>	<p>上下水道局 水道総務課</p>
--	--	------------------------

<p>議案第93号 令和7年度つくば市下水道事業会計予算</p> <p>地方公営企業法 第8条第1項及び 地方自治法 第96条第1項第2号</p>	<p>令和7年度における業務の予定量を定め、収益的収支及び資本的収支を次のとおりとする。</p> <p>【収益的収入及び支出】</p> <p>収入 105億112万4,000円 前年度比 2億3,082万5,000円減 (2.2%減) 《主な内訳》 営業収益 (下水道使用料等) 48億1,091万8,000円</p> <p>支出 100億4,484万5,000円 前年度比 3億5,596万1,000円減 (3.4%減) 《主な内訳》 営業費用 (流域下水道費、減価償却費等) 95億866万6,000円</p> <p>【資本的収入及び支出】</p> <p>収入 46億8,816万5,000円 前年度比 1億5,442万1,000円増 (3.4%増) 《主な内訳》 企業債 (新設及び改築・更新事業等) 32億7,460万円 補助金 (国庫補助金等) 11億8,480万円</p> <p>支出 75億1,819万6,000円 前年度比 9億8,431万7,000円増 (15.1%増) 《主な内訳》 建設改良費 (管路建設改良費等) 53億7,095万円 企業債償還金 21億4,681万7,000円</p>	<p>上下水道局 下水道総務課</p>
--	--	-------------------------

<p>議案第94号 つくば市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>公平委員会の委員、予防接種健康被害調査委員会の委員、保育所嘱託医、学校医等の報酬の見直しに伴い、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 公平委員会の委員、予防接種健康被害調査委員会の委員、保育所嘱託医、小・中・義務教育学校嘱託医、小・中・義務教育学校薬剤師、幼稚園嘱託医、幼稚園薬剤師の報酬を改める。 	<p>総務部 人事課</p>
--	---	--------------------

<p>議案第95号 つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>職員の特種勤務手当について、災害が発生した現場における応急作業等の業務に従事した際の手当を支給できるようにするため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊勤務手当の種類について、はしご車消化作業手当を高所消防活動手当に改め、災害応急作業等手当を追加する。 ・災害業務手当及び災害応急作業等手当について、内容及び手当を規定する。 	<p>総務部 人事課</p>
<p>議案第96号 つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>茨城県から示された令和7年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険税率を基準とした見直しに伴い、国民健康保険税率を改定するため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎課税額について、所得割額を6.81%から7.70%に、被保険者均等割額を30,200円から38,500円に改める。 ・後期高齢者支援金について、所得割額を2.78%から3.15%に、被保険者均等割額を11,800円から15,500円に改める。 ・介護納付金について、所得割額を2.21%から2.50%に、被保険者均等割額を12,800円から15,500円に改める。 	<p>保健部 国民健康保険課</p>
<p>議案第97号 つくば市立保育所条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>入所の制限に関する規定の見直し及び新耐震基準を満たさない保育所の閉所に伴い、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所の制限に関する規定について、障害を理由とする規定を削除する。 ・令和7年3月31日に閉所の稲岡保育所、上ノ室保育所及び上広岡保育所についての記載を削除する。 	<p>こども部 幼児保育課</p>

<p>議案第 98 号 つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容] ・第 16 条第 1 項第 2 号中の「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。</p>	<p>こども部 幼児保育課</p>
<p>議案第 99 号 つくば市子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>つくば市子育て総合支援センターの子育て親子のつどいの場を日曜日に開館するため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容] ・子育て親子のつどいの場を日曜日に開館するに当たり、休館日及び開館時間等の規定を改める。</p>	<p>こども部 こども政策課</p>
<p>議案第 100 号 つくば市地域交流センター条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>地域交流センターに印刷機を設置するに当たり、使用料を定めるため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容] ・印刷機の使用料について規定する。</p>	<p>市民部 地域支援課</p>
<p>議案第 101 号 つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法及び茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正に伴い、許可対象面積等を見直すため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容] ・適用範囲について、事業区域を 5,000 平方メートル未満から 3,000 平方メートル以下に改める。</p>	<p>生活環境部 環境衛生課</p>

<p>議案第 102 号 つくば市筑波ふれあいの里条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>筑波ふれあいの里キャンプ場の使用料及び火の使用について定めるため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ場の使用料について規定する。 ・禁止行為に火の使用場所に関する内容を規定する。 	<p>経済部 筑波ふれあいの里</p>
<p>議案第 103 号 つくば市建築基準条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>建築基準法の一部改正に伴い、既存の建築物に対する制限の緩和及び防火規制に係る別の建築物とみなすことができる規定が創設されたことから、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで、既存不適格建築物の増築、大規模修繕などを行う場合、原則として既存部分も現行の条例に適合させる必要があったが、省エネ改修や既存部分の危険性を増大させない場合などは、既存部分を現行の条例に適合させることなく増築、大規模修繕などを行えるようにする。 ・これまで、一定の規模以上の建築物は、全体を耐火建築物としなければならなかったが、高い耐火性能の壁等で区画された建築物は、区画ごとに別の建築物とみなすことで部分的な木造化を可能とする。 	<p>都市計画部 建築指導課</p>
<p>議案第 104 号 つくば市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯及び歩行者利便増進道路に関する事項を定めるため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の構造の技術的基準について、自転車通行帯及び歩行者利便増進道路に関する事項を新たに規定する。 	<p>建設部 道路計画課</p>

<p>議案第 105 号 つくば市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>令和 6 年 8 月 8 日の人事院勧告を受け、国家公務員の給与に関して「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が国会で可決されたため、国家公務員に準拠し、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身赴任手当について、採用時から支給を可能とする。 ・管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大する。 ・再任用職員に支給する手当（住居手当及び単身赴任手当）を拡大する。 	<p>上下水道局 水道総務課</p>
<p>議案第 106 号 つくば市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員に係る退職報償金を改めるため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員退職報償金の区分に新たに「35 年以上」の区分を追加する。 	<p>消防本部 地域消防課</p>
<p>議案第 107 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>刑法等の一部を改正する法律の施行により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることから、関係条例の文言を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罰則の規定について、「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 	<p>総務部 総務課</p>

<p>議案第 108 号 つくば市附属機関の設置等に関する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>市の附属機関を一覧形式で規定するため、条例を制定するもの</p> <p>[主な内容] ・附属機関について、名称、所掌事務、委員の定数、委員の任期等を規定する。</p>	<p>総務部 総務課</p>
<p>議案第 109 号 つくば市中小企業・小規模企業振興基本条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>中小企業等の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進に当たり、つくば市の基本理念を定めるため、条例を制定するもの</p> <p>[主な内容] ・中小企業等の振興に関する基本理念について、中小企業振興の基本的方針、施策の基本方向、市の責務、中小企業者や住民等の役割等を規定する。</p>	<p>経済部 産業振興課</p>
<p>議案第 110 号 つくば市宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う制度の運用に当たり、新たに行う必要が生じた中間検査の手数料を定めるため、条例を制定するもの</p> <p>[主な内容] ・中間検査の手数料について、金額、納付時期等を規定する。</p>	<p>都市計画部 開発指導課</p>

<p>議案第 111 号 つくば市ふるさと創生基金条例を廃止する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>ふるさと創生事業のための基金について、基金設立当初の目的を達成し、令和 6 年度に残高の全額を取り崩したことから、当基金を廃止するため、条例を廃止するもの</p>	<p>財務部 財政課</p>
<p>議案第 112 号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について</p> <p>地方自治法 第 252 条の 6 第 252 条の 2 第 3 項</p>	<p>茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約について、新たに協議会に 2 団体が加入することに伴い、規約の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の構成団体について、日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合を追加する。 	<p>消防本部 消防指令課</p>

<p>議案第 113 号 市道路線の認定について</p> <p>道路法第 8 条第 2 項</p>	<p>県道移管に伴う路線の認定のため、森の里から稲荷川までの市道を認定するもの</p> <p>路線延長 854.1m</p>	<p>建設部 道路管理課</p>
<p>議案第 114 号 財産の取得について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号</p>	<p>高山中学校の生徒数急増に伴い、増築校舎等の拡張を目的として土地を取得するもの</p> <p>1 相手方 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県 茨城県知事 大井川 和彦</p> <p>2 金額 4 億 6,349 万 8,226 円</p> <p>3 所在地 つくば市島名字中西 2805 番地 24 外 15 筆</p> <p>4 地積 14,478.89 m²</p>	<p>教育局 教育施設課</p>
<p>議案第 115 号 つくば市副市長の選任について</p> <p>地方自治法第 162 条</p>	<p>副市長として、篠塚 英司 (しのつか えいじ) 氏を新たに選任することについて、議会の同意を求めるもの</p>	<p>総務部 人事課</p>